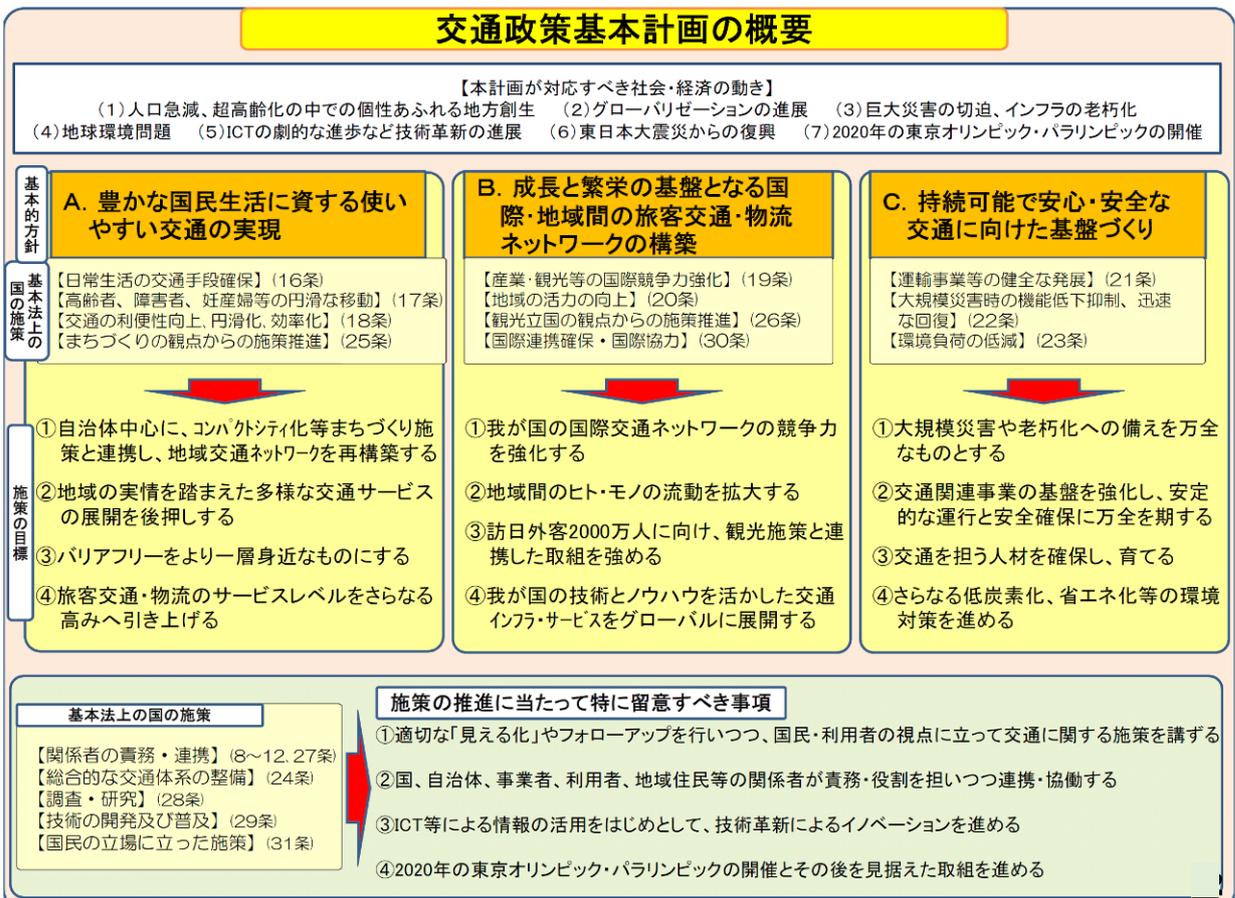


第3章 上位関連計画及び整備計画

1 国の上位関連計画

1-1 交通政策基本計画(H27.2)

- 「交通政策基本計画（H27.2）」は、交通政策基本法に基づき定められた計画であり、交通に関する施策を総合的・計画的に定めた国としての初めての計画になります。
- 計画期間は2014年度～2020年度の7年間となっています。
- 交通政策基本計画は「交通に関する基本方針」、「交通に関する施策の目標」、「交通に関し、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の3段階で構成されています。
- 地域公共交通に関しては、施策の目標に「自治体を中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する」、「地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする」などが示されています。



出典：国土交通省資料

図 3-1.交通政策基本計画の概要

2 県の上位関連計画

2-1 福岡県交通ビジョン 2017(H29.3)

- 「福岡県交通ビジョン 2017」(H29.3)は、行政機関のみならず県民、交通事業者などあらゆる関係者が共同し、交通に関する諸施策を推進するために策定された計画であり、施策の推進方策や目標が示されています。
- 「基本方針 4 地方創生のためのまちづくりと連携した交通網の整備」が地域公共交通に関する方針であり、「まちづくりと一体となった交通網の形成」や「地域公共交通の強化・広域化」、「公共交通の利用促進」といった施策の方向が示されています。

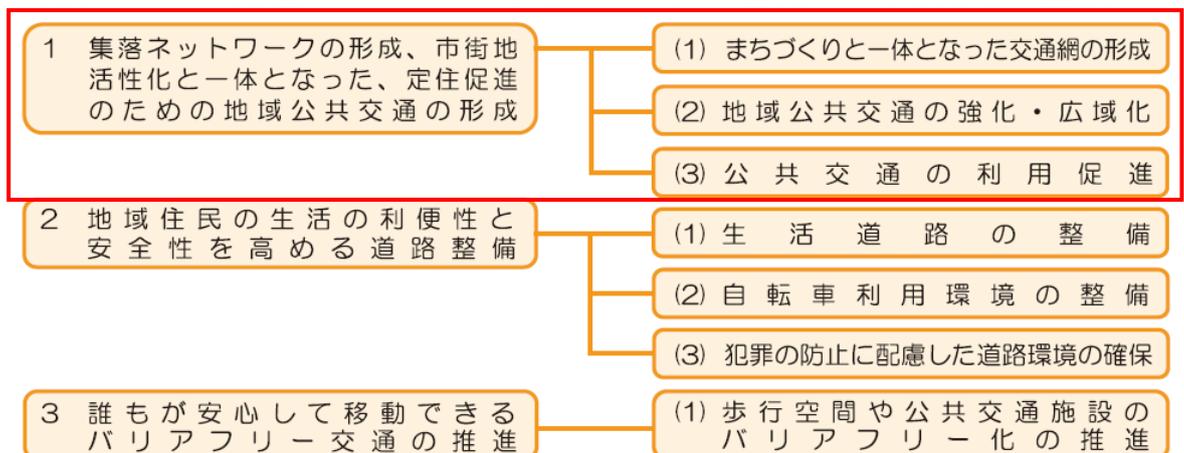
■ 施策の推進方策

- I 市町村との連携
- II 九州・山口各県との連携
- III 交通事業者との連携
- IV 成果の検証と新たな施策の検討

■ 展開する施策の方向

- 基本方針 1 アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大
- 基本方針 2 地域間の連携強化と九州・山口の一体的発展
- 基本方針 3 大規模災害への備えと事故の未然防止
- 基本方針 4 地方創生のためのまちづくりと連携した交通網の整備**
- 基本方針 5 地球温暖化対策の推進

基本方針 4 地方創生のためのまちづくりと連携した交通網の整備



出典:福岡県交通ビジョン 2017

図 3-2.福岡県交通ビジョン 2017 の概要

3 町の上位関連計画

3-1 第2次築上町総合計画(H29.3)

- 総合計画には「自然と歴史・文化を育む一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」の将来像のもと、6つの基本目標が示されています。
- 公共交通に関しては、課題として、公共交通の利便性向上や、具体的施策として、住民ニーズにあったコミュニティバスの見直しや、公共交通機関の連携強化、バリアフリー化などが示されています。

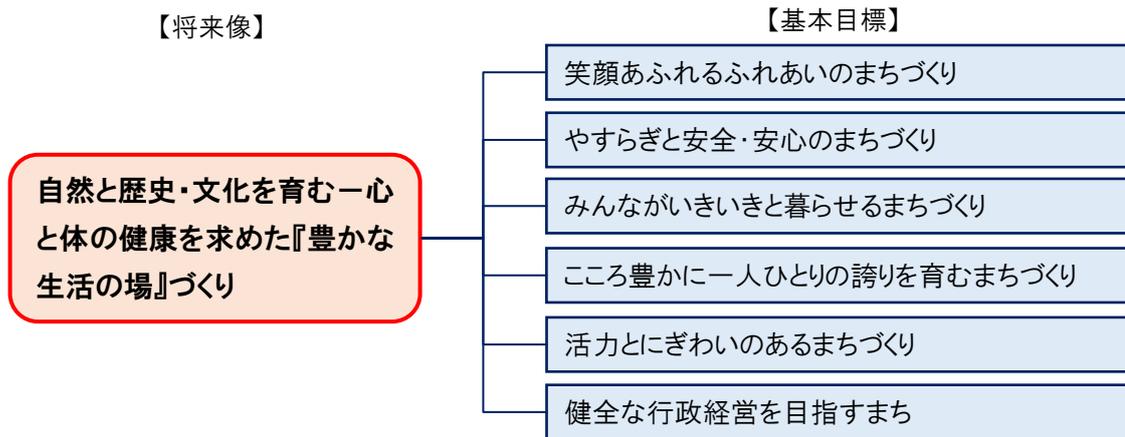


表 3-1.総合計画における公共交通に関する記載事項(1/2)

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 第3編 基本計画 第3章 みんながいいきと暮らせるまちづくり | <p>1 健康づくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスをはじめとした移動手段の確保により、患者の負担を減らす取り組みが必要です。 |
| 第5章 活力とにぎわいのあるまちづくり 1 都市基盤整備 | <p>【現状と課題】</p> <p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に県道32号犀川豊前線、平成28年には東九州自動車道が全線開通し、本町にも3つのICが設置され、遠方への外出や物流において時間の短縮が図られました。 ・公共交通機関では、コミュニティバスの運行開始や路線バス寒田線のほか、近隣市町と連携してバス事業を展開するなど町内外への交通手段の確保に努めています。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通においては、JRの乗降客数も経年的に減少しており、コミュニティバスも各路線で十分な運行が確保されておらず、JRの駅を含めた施設などがバリアフリーに対応していないことも課題となっています。 |

表 3-2.総合計画における公共交通に関する記載事項(2/2)

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------|---|
| 第5章 活力とにぎわいのあるまちづくり 1 都市基盤整備 | <p>【施策と方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の玄関口である駅周辺を住民にとってさらに利用しやすくするために整備します。 ・また、市街地と各スポットを結ぶ交通網の見直しを図り、利便性を向上させます。 <p>○具体施策</p> <p>①都市計画・道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の整備を中心に、交通網の見直しを図り、複合的で利便性の高い新たな市街地形成を推進します。 ・また、地域及び社会情勢を踏まえ、土地の区域設定の見直しもおこない、町の発展に努めます。 <p>②公共交通機関の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスを含むバス事業については、住民のニーズに沿った運行の見直しを検討し、また、公共交通機関の連携などによる総合的な交通体系の強化を図り、広域的な人の流れの創出に取り組みます。 ・また、駅前駐輪場や駐車場、公共交通機関におけるバリアフリー化の推進などにより、住民の足の利便性を向上させる取組みを推進します。 |
| 3 商工業 | <p>【施策と方向性】</p> <p>○具体施策</p> <p>③地域にあわせた商業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者も身近に買い物ができるような環境の整備、宅配サービスなどの充実を推進します。 |
| 4 観光 | <p>【現状と課題】</p> <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある広域的な周遊ルート（モデル・ルート）を確立するための取組みが必要とされます。 |

3-2 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略(H28.3)

- まち・ひと・しごと創生総合戦略には、公共交通に関する記述として、交通手段の確保による生活サービス機能の維持、椎田駅・築城駅の観光への活用が記載されています。

表 3-3.まち・ひと・しごと創生総合戦略における公共交通に関する記載事項

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| 第3章 具体的な施策の展開 基本目標2 誰もが住みたい・住み続けたいと実感できるまちづくり (3)具体的な施策及び重要業績評価指標 | 施策1 誰もが住みよい移住・定住環境の充実 ③ 暮らしやすい生活圏の形成 交通手段の確保による商業・福祉・医療等の生活サービス機能の維持や、公共施設の利活用・統合・複合化など、コンパクトシティも視野に入れた地域再生を進めることにより、安心して暮らせる生活環境の実現に努めていきます。 施策3 観光の振興による地域活性化 ① 観光資源の有効活用 観光資源がそれぞれの魅力を十分に活かせるよう、新しい活用法の検討や施設整備に努めるとともに、東九州自動車道（築城IC、椎田IC、椎田南IC）やJR椎田駅・築城駅を活用した、近隣自治体の観光施設との連携によりインバウンドを含めた観光誘致を図るなど、新たな観光ネットワークや観光ルートの設定を行います。 |

3-3 築上町都市計画マスタープラン(H22.3)

●公共交通に関する課題として、コミュニティバス・鉄道の利便性向上があげられています。

■都市づくりの理念

- ・「うみ、まち、さと、やま」と「ひと」が奏でるハーモニー
築上町の資源を守り・活用した豊かな生活の場の創出

■都市づくりの基本方針

- ・基本方針1 『うみを守り・活用した 潤いのあるまちづくり』
- ・基本方針2 『まちを再生した 賑わいと安らぎのあるまちづくり』
- ・基本方針3 『さとを育てた 魅力と活力あるまちづくり』
- ・基本方針4 『やまを守り・活用した ふれあいのあるまちづくり』
- ・基本方針5 『うみ・まち・さと・やまをつなぐ、ひと・みち・みず・産業づくり』

■都市構造の基本方針

- ・「うみ・まち・さと・やま」を活かした土地利用と都市機能を充実
- ・「うみ・まち・さと・やま」のつながりの強化

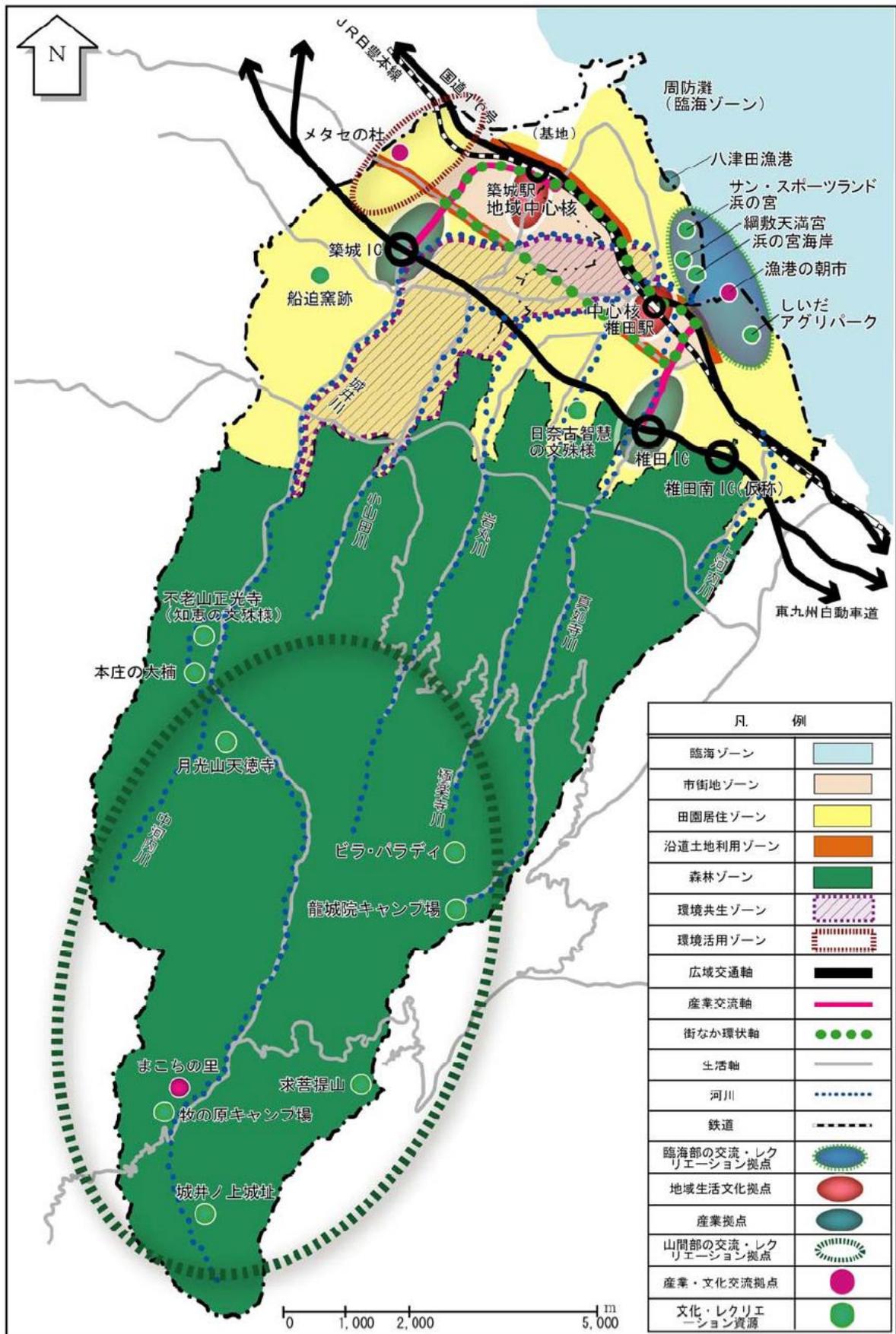
表 3-4.築上町都市計画マスタープランにおける公共交通に関する記載事項(1/3)

| 項目 | 内容 |
|--|--|
| 第4章 都市づくりの課題 2. 項目別課題の整理 2. 3 都市施設 | <p>○まちづくりの基本的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交通網の整備と生活道路の改善による生活利便性の高い交通ネットワークの実現 <p>①東九州自動車道とこれを補完する国道や県道の整備推進 ②都市計画道路の整備推進 ③生活道路・避難道路等の適正確保 ④コミュニティバス・鉄道の利便性向上</p> |

- 都市づくりの基本方針において、広域交通軸と生活軸の両方の利便性向上やコミュニティバス等の公共交通機関の充実についての記載があります。
- 将来都市構造においては、日豊本線の広域交通軸としての位置づけや、椎田駅及び築城駅周辺を囲むまちなか環状軸の設定などが記載されています。

表 3-5. 築上町都市計画マスタープランにおける公共交通に関する記載事項 (2/3)

| 項目 | 内容 |
|--|---|
| 第5章 都市づくりの理念と基本方針 2. 都市づくりの基本方針 | 2.3 基本方針2『まちを再生した 賑わいと安らぎのあるまちづくり』 2.3.1 中心市街地の活性化とまちの顔づくりのための環境整備 中心市街地には、現状でも行政施設をはじめとして、文化、交通などの施設がコンパクトに集まっているほか、桜並木などの魅力的な景観もあり、それらを活かしながら生活環境や交通アクセスの向上を図り、中心市街地の活性化と築上の顔づくりを行います。 2.3.2 計画的な市街地整備・都市施設整備の実施 築城IC や椎田IC と市街地を結ぶ交通ネットワークを確保することにより、 広域交通軸と生活軸の両方の利便性を高めていきます。 2.6 基本方針5『うみ・まち・さと・やまをつなぐ、ひと・みち・みず・産業づくり』 2.6.2 築上町の一体化を図るためのみちづくり 「うみ、まち、さと、やま」を南北に結び、人の動きや物流を支える「みち」を適切に配置することにより、農林水産業の振興と都市・農山漁村交流を柱とした地域振興を図ります。また、 コミュニティバス等の公共交通機関の充実 を図ります。 |
| 第6章 将来都市構造 3. 都市軸および都市拠点配置 3.1 都市軸配置 | 3.1.1 広域交通軸 国道 10 号および東九州自動車道および JR日豊本線を「広域交通軸」に位置づけ、広域圏の繋がりを強化 します。 東九州自動車道の整備を促進し、高速交通体系の確立による広域交通ネットワークの充実を本町の発展に活用できるようにしていきます。また、JR築城駅およびJR椎田駅のアクセス性・利便性を高めます。 3.1.3 街なか環状軸 「街なか交流軸」は、 椎田駅周辺・築城駅周辺の中心地のほか、町内の主要な公共施設等を結び、町全域から街なかへのアクセス利便性を高める主要道路 として交通利便性・安全性の向上を関係機関との連携を図りながら取り組みます。 |



出典：都市計画マスタープラン

図 3-3. 将来都市構造

- 土地利用に関する方針において、コミュニティバスの充実も含めた中心地へのアクセス利便性の向上についての記載があります。
- 諸施設配置に関する方針において、鉄道とコミュニティバスの連携や、コミュニティバスの循環ルートの充実などが記載されています。

表 3-6. 築上町都市計画マスタープランにおける公共交通に関する記載事項(3/3)

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| 第7章 分野別まちづくり方針 1. 土地利用に関する方針 1.1 土地利用方針 | 1.1.3 「さと」の土地利用方針 (3) 集落地区(農村) 集落地は、本町の中心地に比較的近いこと、コミュニティバスの充実等も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏を形成していきます。 1.1.4 「やま」の土地利用方針 (2) 集落地区(山村) 集落地は、本町の中心地から遠く周辺の集落地との一体性も低いため、河川流域ごとに繋がりのある集落地形態を活かすとともに、 コミュニティバスの充実も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、生活利便性の向上を図っていきます。 |
| 2. 諸施設配置に関する方針 | 2.1 道路・交通 ■基本方針 広域交通と町内交通の有効な連携により、地域振興や町内アクセス利便性の高い交通ネットワークを形成します。 また、駅周辺や幹線道路の歩道のバリアフリー化を推進するほか、コミュニティバスや鉄道利用の利便性を高め、安全・便利に移動できる交通環境を形成します。 2.1.5 公共交通 (1) 鉄道 本町には、JR日豊本線の築城駅と椎田駅が立地しており、広域的な公共交通軸として積極的な活用を図ります。また、運行状況の改善や コミュニティバスとの連携 による駅へのアクセス利便性の向上などを図り、鉄道利用者の安定的増加を目指します。 (2) コミュニティバス 本町のコミュニティバスは、生活幹線道路を中心に市街地と集落地を結ぶルートで運行しています。今後は、高齢者等の貴重な交通手段として利便性を高めるほか、「 街なか骨格幹線道路 」を利用した 循環ルートの充実などを検討し、コミュニティバスの運行の充実 を図ります。 |

3-4 築上町地域福祉計画(H28.3)

- 福祉に関する外出サービスとして、一定の要件を満たす方を対象にタクシー利用券給付サービスが行われています。
- 取組の方向として、交通手段と買い物等の充実、買い物や通院等をサポートするためコミュニティバスのルートなどの検討、買い物バスの運行の検討などが記載されています。

表 3-7.築上町地域福祉計画における公共交通に関する記載事項

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 第1部 総論 第2章 地域福祉の現状と課題 1. 築上町の現状 (4) 高齢者在宅福祉サービスの状況 | 5) 外出支援サービス事業（タクシー利用券給付サービス） 【事業内容】 ・要介護認定で「要支援」と認定された在宅の非課税世帯に属する高齢者に対して、通院時に利用するタクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減しています。利用券1枚の助成額は小型タクシー初乗運賃に相当する額で、利用限度は月2枚までで、自家用車がないことが支給要件になります。 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 4. 築上町地域福祉計画の体系 | 【取り組みの柱】 安心して外出できる環境整備 【取り組みの方向】 ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 ②交通手段と買い物等の充実 |
| 第2部 各論 第4章 豊かで健やかな心を育むまちづくり 取り組みの柱3 安心して外出できる環境整備 | 【取り組みの方向】 ②交通手段と買い物等の充実 ・交通手段がない高齢者の日常生活に必要な 買い物や通院等をサポートするため、町のコミュニティバスのルートや時間及び停留所などの位置について地理的要件を踏まえて検討 します。 ・また、近隣住民同士やボランティアを活用した家事支援、 買い物バスの運行 、移動スーパー、商品の配達サービスなども、住民のニーズや実施主体を勘案したうえで検討していきます。 【具体的な取り組み】 ○公助（行政ができること、取り組むべきこと） ・地域住民のニーズを把握し、地域にあった公共交通機関の整備に努めます。 |

4-2 椎田駅北口「駅前広場」の整備計画

- 椎田駅の北口で駅前広場の整備計画が進められています。
- 北口には、タクシーの乗降や人やクルマの流れがスムーズに行えるよう、一方通行のロータリーの整備や広い歩道の整備が行われる予定です。
- 駅前広場の供用は2021年度を予定しています。



図 3-6.椎田駅北口駅前広場の整備イメージ

5 上位関連計画及び整備計画のまとめ

1～4より築上町の公共交通に関する上位関連計画及び整備計画は、以下のように整理されます。

表 3-8.上位関連計画及び整備計画のまとめ

| 計画名等 | 内容 |
|--------------------|--|
| 交通政策基本計画 | ●自治体におけるコンパクトシティ化等のまちづくり施策と連携した地域公共交通ネットワークの再構築や、多様な交通サービスの展開などの施策の方向性が示されている。 |
| 福岡県交通ビジョン2017 | ●まちづくりと一体となった交通網の形成や、地域公共交通の強化・広域化、公共交通の利用促進といった施策の方向性が示されている。 |
| 第2次築上町総合計画 | ●目標として、公共交通の利便性向上が、具体的施策として、住民ニーズにあったコミュニティバスの見直しや、公共交通機関の連携強化、バリアフリー化などが示されている。 |
| 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略 | ●交通手段の確保による生活サービス機能の維持、椎田駅・築城駅の観光への活用が示されている。 |
| 築上町都市計画マスタープラン | ●コミュニティバス、鉄道の利便性向上が課題として示されている。 ●広域交通軸と生活交通軸の利便性向上、コミュニティバス等の公共交通機関の充実などの施策の方向性が示されている。 |
| 築上町地域福祉計画 | ●交通手段と買い物等の充実、買い物や通院等をサポートするためコミュニティバスのルートなどの検討、買い物バスの運行の検討などの施策の方向性が示されている。 |
| 築上町新庁舎建設基本構想・基本計画 | ●2021年度供用で、現庁舎敷地での築上町新庁舎建設が計画されている。 |
| 椎田駅北口「駅前広場」の整備計画 | ●2021年度供用で、椎田駅北口駅前広場の整備が計画されている。 |